

平成21年5月25日

各 位

会 社 名 株式会社 トマト 銀行
代表社名 取締役社長 中 川 隆 進
(コード番号 8542 東証・大証 第1部)
問合せ先 取締役経営企画部長 横林 光司
(TEL 086-221-1010)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月25日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を、平成21年6月26日開催予定の、第126期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1)「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成21年1月5日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされております。そのため、現行定款第7条(株券の発行)及び第8条第2項(単元未満株券の不発行)の規定は不要となりますので、これを削除するとともに、条数の繰上げその他の条文の整備を行うものであります。
- (2)「社債等登録法」が廃止されたことに伴い、現行定款第2条第5項を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。 1. 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付けまたは手形の割引並びに為替取引 2. 債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務 3. 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他の業務 4. 信託業務 5. 担保付社債信託法、 <u>社債等登録法</u> その他の法律により銀行が営むことのできる業務 6. その他前各号の業務に付帯または関連する事項	(目的) 第2条 <現行どおり> 1. <現行どおり> 2. <現行どおり> 3. <現行どおり> 4. <現行どおり> 5. 担保付社債信託法その他の法律により銀行が営むことのできる業務 6. <現行どおり>

第3条～第6条 (省略) (株券の発行) 第7条 当銀行は、その株式に係る株券を発行する。 (単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 当銀行の単元株式数は、1,000株とする。 ② 当銀行は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。 (株式取扱規程) 第9条 当銀行の株券の種類、株主(実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。)の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取および買増請求の取扱い、その他株式に関する手続ならびに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。 第10条～第11条 (省略) (基準日) 第12条 当銀行は、毎年3月31日の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 第13条～第28条 (省略) (剰余金の配当) 第29条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 ② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。 第30条～第31条 (省略)	第3条～第6条 <現行どおり> (削除) (単元株式数) 第7条 <現行どおり> (削除) (株式取扱規程) 第8条 当銀行の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。 第9条～第10条 <現行どおり> (基準日) 第11条 当銀行は、毎年3月31日の株主名簿に記載された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 第12条～第27条 <現行どおり> (剰余金の配当) 第28条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 ② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。 第29条～第30条 <現行どおり>
--	---

3. 日程

変更のための株主総会開催日 平成21年6月26日(金曜日)

定款変更の効力発生日 平成21年6月26日(金曜日)

以上

【本件に関するお問い合わせ(報道関係)】
人事総務部 吉国 TEL 086-221-1159